

バリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書

No. _____

(宛先) 京都市長		年 月 日	
申告者の住所（法人の場合は、事務所の所在地）		申告者の氏名（法人の場合は、名称及び代表者名）	
		電話（ ） —	
		個人番号又は法人番号	
		納税者コード	

下記の家屋に係る固定資産税について、京都市市税条例附則第8条第1項の規定による減額を受けたいので、申告します。							
家 屋	所 在 地			家屋番号	種 類	呼び名、通称等	
	区 町						
	建物の用途	☐ 住 宅 用 の み			☐ 住 宅 用 と 店 舗 、 事 務 所 用		
	建 物 の 床 面 積	階数	住宅部分の床面積	住宅用以外の部分の床面積	共用部分の床面積		
		1 階	m ²	m ²	m ²		
		2 階					
		3 階					
		4 階					
		5 階					
		計					
家 屋 の 形 態		☐ 貸家の用に供している ☐ 貸家の用に供していない					
建 築 年 月 日		年 月 日	バリアフリー改修工事完了年月日		年 月 日		
居 住 者	☐ 65 歳以上 ☐ 要介護又は要支援認定を受けている ☐ 障害者						
	介護保険等の住宅改修費（補助金）等			☐ 受けている ☐ 受けていない			
	氏 名 _____ 年 齢 _____ 才						
バリアフリー改修費用		(バリアフリー改修費用総額) 円					
		(内自己負担金) 円			(内補助金等) 円		
申 告 の 遅 延 理 由							
添 付 書 類							

- 注 1 ☐ には、該当する項目すべてに✓印を記入してください。
- 2 表の太線の枠内をご記入ください。
- 3 バリアフリー改修工事完了年月日から3箇月以内に申告することができなかった場合は、その理由を記入してください(ただし必ずしも遅延が認められるわけではありません)。
- 4 この申告書に記載した事項についての事実を証する次の書類(裏面参照)を添付してください。
- 5 上記居住者は、当該住宅の所在地で住民基本台帳等に記録されていることが必要です。

	課 長	係 長	担 当
決 裁			

○添付書類について

バリアフリー改修に係る減額制度の適用を受ける場合は、バリアフリー改修工事完了後3箇月以内に納税義務者が本市に申告してください（地方税法附則第15条の9第6項）。申告の際、本申告書の他に以下に記載する書類を添付してください。

- 1 次に掲げる(1)から(3)の書類のうち、該当する書類
 - (1) 65才以上の方が当該改修を行った住宅にお住まいの場合は、その方の住民基本台帳の写し等
 - (2) 介護保険法の要介護又は要支援認定を受けた方が当該改修を行った住宅にお住まいの場合は、その方の介護保険被保険者証
 - (3) 障害者の方が当該改修を行った住宅にお住まいの場合は、障害者であることを証する書類の写し
- 2 対象となるバリアフリー改修工事の明細書(当該改修工事の内容及び費用を確認することができるものに限る。)、当該改修工事が行われた箇所を撮影した写真及び工事費用を支払ったことを確認することができる領収書(当該改修工事に係る自己負担額が50万円を超えること)
- 3 介護保険の住宅改修費及び補助金等に係る給付決定を受けたことを確認することができる書類
- 4 バリアフリー改修工事の工事図面

○対象となるバリアフリー工事について

- 1 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡幅する工事
- 2 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事
- 3 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
 - イ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
 - ウ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
 - エ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
- 4 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
 - イ 便器を座便式のものに取り替える工事
 - ウ 座便式の便器の座高を高くする工事
- 5 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- 6 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）
- 7 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
 - イ 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
 - ウ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
- 8 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

○対象とならないバリアフリー工事について

エレベーター、リフト等の設置工事及び外構工事